

妙高市から転出されるかたへ

妙高市在住中は、本市発展のためにご協力をいただき、誠にありがとうございました。
新住所にお着きになりましたら、下記の点に注意して転入の手続きを済ませてください。

1. 新住所地に住み始めてから **14日以内**に、新しい市区町村で転入の手続きをして下さい。

2. 転入届に必要なもの。

転出証明書

印鑑

本人確認書類（運転免許証等）



市民税務課

有無	対象となるかた	妙高市での手続き	新住所地での手続き
	住民基本台帳カードをお持ちのかた	住民基本台帳カードをお返しく下さい。廃止になります。	交付申請の手続きをしてください。（希望者）
	印鑑登録をしているかた	印鑑登録証（カード）をお返しく下さい。またはご自身で細かく切断して破棄してください。転出予定日で廃止になります。	必要により登録の手続きをしてください。
	原動機付自転車、小型特殊自動車をお持ちのかた	（原動機付自転車などを妙高市に置いて転出する場合、市内に居住するかたに名義を変更してください。）	登録の手続きをしてください。（同時に妙高市で交付した標識を持って廃車の手続きをしてください）
	軽自動車、小型二輪の自動車をお持ちのかた	手続き不要。	住所変更の手続きをしてください。（詳細は車種により軽自動車検査協会又は陸運事務所へ。車の販売店等でもできます。）
	市町村民税が課税されているかた	手続きは必要ありませんが、1月1日時点での住民票の所在市区町村へ1年分納税することになります。	

こども教育課

有無	対象となるかた	妙高市での手続き	新住所地での手続き
	子ども手当を受給しているかた	こども教育課または各支所へ支給事由消滅届を提出してください。	受給の手続きをしてください。（月末に転出される場合は、転出の日から15日以内に申請してください）
	児童扶養手当を受給されているかた	こども教育課または各支所へ届出してください。	今お持ちの証書を持参し、住所変更の手続きをしてください。
	特別児童扶養手当を受給されているかた	県内の場合は手続き不要。 県外の場合はこども教育課または各支所へ住所変更届を提出してください。	今お持ちの証書を持参し、住所変更の手続きをしてください。
	ひとり親家庭等医療費助成事業（県親）の受給者証をお持ちのかた	こども教育課または各支所へ届出してください。	医療助成の手続きを行ってください。（加入医療保険証が必要です。また、妙高市で交付される所得証明書が必要な場合もあります。） 県外へ転出のかたは、各県で制度が異なりますので、転入先の担当課で詳しくお聞きください。
	小・中学生の転校について	学校で在学証明書と教科用図書給与証明書をもらってください。	転校の手続きをしてください。（左記の証明書が必要）

ガス上下水道局(お客さま係) TEL0255-72-3566

有無	対象となるかた	妙高市での手続き	新住所地での手続き
	都市ガス、水道、簡易水道、下水道、集落排水をご使用のかた	使用を休止する3～5日前までに、ガス上下水道局お客さま係へご連絡ください。なお、下水道（集落排水）を使用の場合は、水道休止の連絡により自動的に休止となります。	使用を開始する3～5日位前までに、市町村ガス・水道、下水道の各担当へご連絡ください。ただし、ガスは住所によっては民間会社が運営している場合がありますので、ご確認ください。

<裏面もあります。>

健康保険課

有無	対象となるかた	妙高市での手続き	新住所地での手続き
	国民健康保険に加入しているかた	保険証をお返してください。 転出予定日で喪失になります。 (70歳~74歳のかたで県内に転出されるかたは、負担区分等証明書申請の手続きをお願いします。) 国民健康保険税は、転出の前月分までで清算しますので、差額が生じる可能性があります。後日、納税通知書または還付通知書をお送りします。	加入の手続きをしてください。 (70歳~74歳のかたで、県内に転出されるかたは、負担区分証明書が必要) 国民健康保険税は、転入手続きをした当月分から新住所地で課税されます。
	国民年金に加入しているかた	手続き不要。	加入の手続きが必要な市町村もありますのでご確認ください。 (年金手帳が必要)
	国民年金・厚生年金を受給しているかた	手続き不要。	住所変更はがきを所轄の年金事務所へ送ってください。
	後期高齢者医療被保険者証をお持ちのかた	被保険者証をお返してください。 転出予定日で喪失になります。 (県外に転出されるかたは、負担区分等証明書の申請手続きをお願いします。)	被保険者証交付の手続きをしてください。(県外に転出されるかたは負担区分証明書が必要)
	県単医療費助成事業(県老)受給者証をお持ちのかた	受給者証をお返してください。	社会福祉事務所又は福祉課等で、新規登録の手続きを行ってください。 (保険証、印鑑、所得証明書等が必要です)
	妊産婦・子ども医療費助成事業受給者証をお持ちのかた		県外へ転出のかたは、各県で制度が若干異なりますので、必要書類等については、転出される前に転入先の担当課にお聞きください。
	妊娠届出書を提出した妊婦のかた	・母子健康手帳は、そのままお使いになれます。 ・妊婦一般健康診査受診票の未使用分は健康保険課又は各支所にお返してください。	母子保健担当の課で各種健康診査等の事業について詳しくお聞きください。

福祉介護課

有無	対象となるかた	妙高市での手続き	新住所地での手続き
	身体障害者手帳をお持ちのかた	手続き不要。	社会福祉事務所又は福祉課等で、手帳に記載の住所変更を行ってください。 (手帳と印鑑を持参してください)
	療育手帳をお持ちのかた	手続き不要。	
	県単医療費助成事業(県障)受給者証をお持ちのかた	受給者証をお返してください。	社会福祉事務所又は福祉課等で、新規登録の手続きを行ってください。 (身体障害者手帳・療育手帳、保険証、印鑑、所得証明書等が必要です) 県外へ転出のかたは、各県で制度が若干異なりますので、必要書類等については、転出される前に転入先の担当課にお聞きください。
	精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療受給者証をお持ちのかた	県外へ転出のかたは、精神通院医療受給者証をお返してください。	社会福祉事務所又は福祉課等で、手帳に記載の住所等の変更の手続きを行ってください。 受給者証は、記載事項の変更等が必要となりますので、必要書類については、転出される前に転入先の担当課にお聞きください。
	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受給されているかた	福祉介護課へ届出してください。	社会福祉事務所又は福祉課等で、手続きを行ってください。
	介護保険被保険者証をお持ちのかた	被保険者証をお返してください。 特別養護老人ホーム・有料老人ホーム・ケアハウス等に転出される方(住所地特例者)は妙高市の被保険者のままです。住所地特例届出をしてください。	被保険者証をもらう手続きをしてください。 (認定を受けられているかたは、資格証明書が必要) 住所地特例者は手続き不要です。